

下水道使用料及び10人槽以上浄化槽使用料の改定前後の比較表

(令和8年4月使用分(5月請求分)から使用料が変更になります。)

○下水道使用料

用途	算出項目		使用料(税込み)	
			現行	改定後
家事用	世帯割額		1,210 円	1,452.0 円
	世帯人員割額		880 円/人	924.0 円/人
事業用A	基本料金 使用人員4人まで		2,508 円	2,758.8 円
	人員割額 4人を超える使用人数		627 円/人	689.7 円/人
事業用B	基本料金 使用水量10m ³ まで		1,760 円	1,936.0 円
	使用水量	10m ³ を超え30m ³ までの部分	176 円/m ³	193.6 円/m ³
		30m ³ を超え50m ³ までの部分	198 円/m ³	217.8 円/m ³
		50m ³ を超え100m ³ までの部分	220 円/m ³	242.0 円/m ³
		100m ³ を超える部分	242 円/m ³	266.2 円/m ³
併用A	世帯割額		1,210 円	1,452.0 円
	世帯人員割額		880 円/人	924.0 円/人
	使用人員割額		627 円/人	689.7 円/人
併用B	世帯割額		1,210 円	1,452.0 円
	世帯人員割額		880 円/人	924.0 円/人
	事業用	基本料金 使用水量10m ³ まで	1,760 円	1,936.0 円
		使用水量	10m ³ を超え30m ³ までの部分	176 円/m ³
			30m ³ を超え50m ³ までの部分	198 円/m ³
			50m ³ を超え100m ³ までの部分	220 円/m ³
			100m ³ を超える部分	242 円/m ³
公民館等 用	世帯数	50世帯まで	1,650 円	1,815.0 円
		50世帯を超え100世帯まで	2,420 円	2,662.0 円
		100世帯を超え150世帯まで	2,970 円	3,267.0 円
		151世帯以上	3,630 円	3,993.0 円

○10人槽以上浄化槽使用料

処理人槽区分	使用料(税込み)	
	現行	改定後
10人 (二世帯住宅等に設置されているものを除く。)	7,810 円	8,591 円
11～15人	11,660 円	12,826 円
16～20人	13,970 円	15,367 円
21～25人	16,280 円	17,908 円
26～30人	18,590 円	20,449 円
31～35人	20,900 円	22,990 円
36～40人	23,210 円	25,531 円
41～45人	25,520 円	28,072 円
46～50人	27,830 円	30,613 円
51人以上	当該浄化槽の維持管理費等を勘案し、人槽に応じて市長が定める額。	

(※10人槽未満は、下水道条例により下水道使用料に準じた使用料から770円を差し引いた額)